

群馬大学国際センター国際戦略室内規

平成 29 年 5 月 1 日 制定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、群馬大学国際センター（以下「センター」という。）規程第 7 条第 2 項の規定に基づき、国際戦略室に関し必要な事項を定める。

(業 務)

第 2 条 国際戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 国際化のための戦略等に関する事項
- (2) 国際化のための基本方針、基本計画及び年度計画の立案に関する事
- (3) 新規事業の企画立案並びに既存事業の評価及び改善に関する事
- (4) 策定した戦略の実施に伴う人事計画及び予算計画の策定に関する事
- (5) 学内外の国際化に関する調査、分析及び資料作成に関する事
- (6) 国際化のための学内外に向けた広報に関する事
- (7) その他、国際化戦略の策定に必要な事項

(組 織)

第 3 条 国際戦略室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 国際課長
- (4) 国際交流委員会に置かれる部会等の長
- (5) その他センター長が必要と認める者（本学教職員以外の者も可） 若干名

(任 期)

第 4 条 前条第 5 号の室員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長及び副室長)

第 5 条 国際戦略室に室長及び副室長を置き、室長は第 3 条第 1 号の室員をもって充て、副室長は室員の互選により定める。

(事 務)

第 6 条 国際戦略室の事務は、国際課において処理する。

(内規の改廃)

第 7 条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

- 1 この内規は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第 4 条の規定にかかわらず、最初の室員の任期は、平成 31 年 3 月 31 日までとする。